

過疎対策等の推進に関する提言

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進により、過疎地域の振興・持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、過疎市町村数が増加したこと等を踏まえ、引き続き辺地及び過疎対策事業が着実に実施できるよう大幅な増額を図ること。
2. 過疎地域等において、地域の実情に応じた各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。
3. 過疎地域において、個人または法人が製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する設備等を取得等した場合の割増償却について、その適用期間を延長すること。